

土砂災害対策による災害時要援護者関連施設の保全について
～災害時要援護者関連施設保全計画～

山口県土木建築部砂防課 城ヶ崎 正人、○堀川 治、宮脇 猛弘、他全員

1. はじめに

平成 10 年 8 月、土石流が福島県の救護施設をおそい、5 名が犠牲となった。これを契機に、土砂災害対策として、災害時要援護者関連施設を保全することが重要課題となり、昨年度、国土交通省河川局に設置された「土砂災害懇談会」の中間とりまとめにおいても、避難が困難な人々の被害をできる限り減少するという観点から、当該施策を継続かつ重点的に実施することとされている。

本県でも、ソフト・ハード両面から総合的に土砂災害対策に取り組んでいるところであるが、近年の、財政状況を背景に『選択』と『集中』の観点から、当課では、『災害時要援護者関連施設における土砂災害対策の推進』を最重要施策と位置づけ施策を推進している。

今後、膨大な土砂災害危険箇所において、土砂災害対策を重点的に推進する観点から、本施策におけるハード対策の推進について計画を策定中のものである。

2. 山口県の土砂災害対策状況

2. 1 山口県の土砂災害危険箇所

本県における土砂災害危険箇所数は、22,248 箇所あり、全国第 3 位の数である。各土砂災害危険箇所の内訳は、表 1 のとおりである。

表1 山口県の土砂災害危険箇所数(H15 公表)

土石流危険 渓流	地すべり危 険箇所	急傾斜地崩 壊危険箇所	合計
7,532	285	14,431	22,248

(危険度ランクⅠ～Ⅲを合計した数)

2. 2 山口県内の土砂災害

過去約 20 年の県内の土砂災害発生件数は、図 1 に示すとおりであり、平成 5 年は 154 件と最も多く、死者 8 名の被害があった。近年においては 50 件程度の土砂災害が発生している。

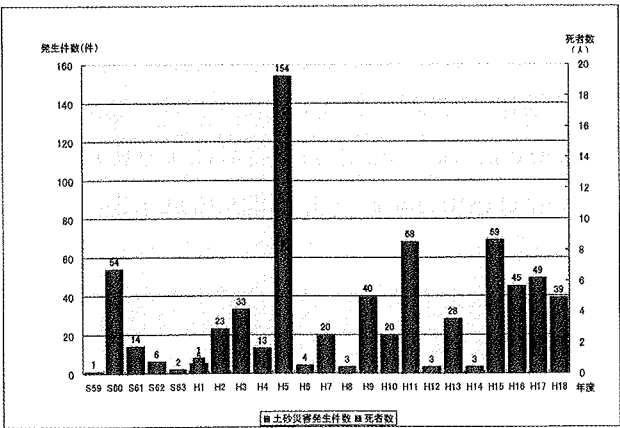


図1 山口県内の土砂災害発生状況(S59～H18)

2. 3 山口県の土砂災害対策の状況

本県において、土砂災害から県民の生命・財産を守るため、砂防関係事業を実施しており、H20.3 現在の対策状況は、表 2 のとおりである。

表2 山口県の土砂災害対策状況(H20.3 現在)

	砂防事業	地すべり 対策事業	急傾斜地崩 壊防止工 事	計
要対策 箇所数	2,655	285	3,281	6,221
概 成 箇所数	377	55	925	1,357
概成率	14%	19%	28%	21.8%

3. 災害時要援護者関連施設の保全の検討

3. 1 災害時要援護者関連施設とは

土砂災害対策を実施する災害時要援護者関連施設は、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、医療提供施設、幼稚園及びその他（類する施設）としている。（以下「施設」という。）

3. 2 土砂災害危険箇所内にある施設

本県内にある施設は、4,251 施設あり、その内、土砂災害危険箇所内にある施設は 436 施設ある。

土砂災害危険箇所ごとの施設の対策状況は、表 3 のとおりである。本検討においては、これら施設をすべて現地調査した。

表3 各土砂災害危険箇所内にある施設数※

土石流危険渓流	地すべり危険箇所	急傾斜地崩壊 危険箇所
132	29	335

※施設数は、重複計上した値である。（3. 1 の施設が複数の危険箇所内にある場合や 3. 1 の危険箇所内に複数の施設がある場合があるため）

3. 3 施設の対策状況

人工斜面及び他法令規制区域を除外し、国庫補事業により対策が可能と考えられる施設を要対策施設とし、これまでの対策状況及び今後、対策が必要な施設は表 4 及び図 2 のとおりである。

表4 各土砂災害危険箇所における要対策施設数

土石流危険渓流	地すべり危険箇所	急傾斜地崩壊 危険箇所
132	29	183

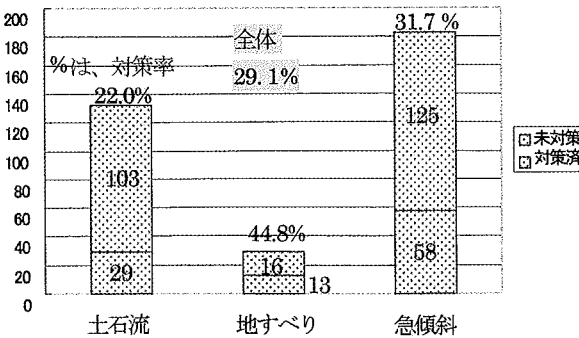


図2 要対策施設の対策状況

4. 災害時要援護者関連施設管理者アンケート

私立未対策施設を対象に施設管理者にアンケート調査及び県内 10 会場で説明会を実施した。

【調査概要】

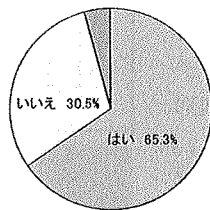
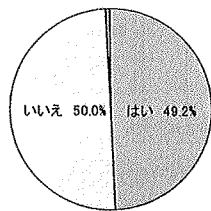
アンケート実施期間	H19.11.27～H19.12.21
配布・回収方法	郵送
配布施設数	156 施設(地すべり未対策施設は対象外)
回答施設数	118 施設 (回答率 75.6%)
説明会出席施設数	62 施設

アンケート内容は、土砂災害に対する意識、避難体制の把握、情報収集体制及び土砂災害対策の要望の有無等である。

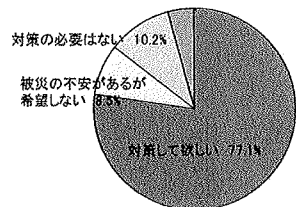
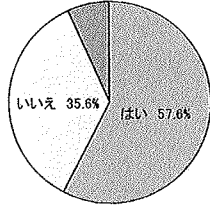
また、説明会においては、土砂災害の脅威について、ビデオ等を使用するとともに、土砂災害対策事業により土砂災害から生命を守ることにについて啓発をおこなった。

【アンケート結果概要】

Q 危険箇所内に建っていることを知っていましたか。 Q 避難場所を把握していますか。



Q 土砂災害により被災するという不安がありますか。 Q 対策事業の実施を要望しますか。



☆ 約 8 割の施設が対策を要望している。

5. 災害時要援護者関連施設の保全力針

今後、未対策施設について、限られた予算の中でどのように対策を実施するか、次のように方針を定めた。

5. 1 実施方針

- ① 第 1 次計画として、10 年後の目標を設定し計画的に推進する。
- ② 本施策を推進するため、他施策より重点的な一定割合程度の予算を集中さる。
- ③ 土砂災害による被害が大きい重要施設（入所者が 24 時間滞在している施設）から優先して対策する。
- ④ 地すべり対策については、地すべり性変状の有無等を把握する必要があるため別に検討する。

5. 2 対策に係る優先度

重要施設及び一般施設（重要施設以外の施設）ごとに地域性、施設構造及び土砂災害の危険性を総合的に判断し、事業別かつ重要施設・一般施設別に優先度を段階的に表 5、6 のとおりに区分する。

表5 重要施設の優先度

重要施設	優先度	適用
	A	10 年間で対策する施設
	B	今後対策する施設

表6 一般施設の優先度

一般施設	優先度	適用
	A	10 年間で対策する施設
	B	10 年間で対策する施設
	C	今後対策する施設

6. 災害時要援護者関連施設の保全計画（案）【抜粋】

6. 1 保全計画期間

第 1 次計画【平成 20 年度～平成 29 年度】

（平成 19 年度を基準年度とし、10 年後である平成 29 年度末までとする。）

6. 2 対象事業

- ・ 土石流対策に係る『通常砂防事業』及び『総合流域防災事業』
- ・ がけ崩れ対策に係る『急傾斜地崩壊対策事業』及び『総合流域防災事業』

※ 地すべり対策については、今後、現地調査等を実施し、別に検討する。

6. 3 目標施設対策率

	平成 19 年度		平成 29 年度	
	施設	内重要施設	施設	内重要施設
砂防+急傾斜	27.6%	(26.8%)	45%	(70%)

7. 推進手法

7. 1 基本的な推進手法

事業実施においては、県砂防課及び市町が一体となって推進するとともに、必要に応じて、県防災担当課及び県施設所管課に推進に係る協力を要請する。

7. 2 土砂災害対策に係る啓発

土砂災害対策事業の実施においては、施設管理者を含む地元関係者の理解・協力が必要不可欠である。よって、土砂災害の脅威を周知するとともに土砂災害対策事業について実状に適した啓発をおこなう。

時期	土砂災害防止月間
方法	郵送・説明会
配布物	・ 土砂災害に対する注意喚起 ・ 土砂災害対策に係る施設管理者アンケート ・ 土砂災害対策及び本施策に係るパンフレット
対象	概ね 5 年以内に事業化が可能と考えられる施設及び周辺家屋

8. おわりに

本計画の策定においては、夢物語（バラ色）のような思想ではなく、不明確な予算の状況等を踏まえながら、可能な限り実現性のある検討をおこなった。

また、本施策の推進・実施においては、市町及び関係機関の理解と協力が不可欠であることから、本計画の検討の段階から、市町等に対して必要に応じて意見交換会を通じ、共通認識をもった施策・計画とした。

今後、推進手法について、必要に応じ、機動的に見直し、安心・安全な生活環境の向上を図るものである。